

# CONTENTS

## PART 1 戸籍の基本と事務

1. 戸籍とは .....2
2. 戸籍に書かれていること .....4
3. 戸籍の種類 .....8
4. 現在戸籍・改製原戸籍・除籍の違い .....10
5. 謄本と抄本 .....13
6. 戸籍のつながりー出生時から死亡時まで .....16
7. 戸籍の取得方法 .....19
8. 戸籍謄本の申請方法 .....21
9. 他人の戸籍の取得 .....26

## PART 2 昔の戸籍・今の戸籍

1. 明治の戸籍(明治19年式・明治31年式)の注意点 .....30
2. 大正4年式の注意点 .....33
3. 現行戸籍(昭和23年式)の注意点 .....36
4. 最新戸籍(電子化戸籍～平成6年式)の注意点 .....38

## PART 3 戸籍調査のポイント

1. 金融機関における戸籍の必要性 .....42
2. 戸籍をさかのぼる .....44
3. 戸籍の改製 .....48
4. 旧民法から新民法への移行の際の改製 .....50
5. 戸籍の編製 .....53
6. 転籍の記載があった場合の注意点 .....56
7. 電子化前の戸籍の転籍の注意点 .....59
8. 相続手続に必要な戸籍 .....61

## PART 4 法定相続人の調べ方

1. 配偶者の記載 .....68
2. 離婚した場合の配偶者と子どもの記載 .....70
3. 子どもがいる場合の戸籍の記載 .....74
4. 婚外子の調査 .....78
5. 養子がいる場合の記載 .....82
6. 直系尊属の戸籍調査 .....86
7. 兄弟姉妹相続の戸籍調査 .....89
8. 昔の大所帯の戸籍の読み方 .....92
9. 昔の戸籍の字の読み方 .....97

## 2 | 戸籍に書かれていること



戸籍には何が書かれていますか？



人の出生から死亡までの身分関係の履歴のうち、主に親族的な身分の変動（婚姻等）が記載されます。記載される事項は法律で決まっています。

### ■ 戸籍には何が書かれているか

戸籍のルール・管轄等は戸籍法により規定されています。戸籍には、われわれ国民1人ひとりの出生から死亡までの履歴が書かれており、法定の記載事項は以下のとおりです（戸籍法13条）。なお、実際の記載例（電子化後の横書のもの）は次頁の全部事項証明書（【図表1】）を参照してください。

- ①氏名
- ②出生の年月日
- ③戸籍に入った原因および年月日
- ④実父母の氏名および実父母との続柄
- ⑤養子であるときは、養親の氏名および養親との続柄
- ⑥夫婦については、夫または妻である旨
- ⑦他の戸籍から入った者については、その戸籍の表示
- ⑧その他法務省令で定める事項（①～⑦以外の身分に関する事項等は本書6頁「NOTE」参照）

### ■ 1組の夫婦がベースとなる

戸籍法6条には次のように記載されています（「編製」とは編集して作製（成）するという意味ですが、戸籍内に記載された「編製」については本書53頁を参照してください）。

**「戸籍は、市町村の区域内に本籍を定める一の夫婦及びこれと氏を同じくする子どもに、これを編製する」**

戸籍は原則として、1組の夫婦とその夫婦の子どもに作られ、本籍地の市区町村で管理されます。相続関係の調査では現在の戸籍だけでなく、昔の戸籍を調べなくてはならない場合が多くありますが、その際、昔の戸籍（たとえば昭和30年代まで使用されていた大正4年式）では1つの戸籍に複数の夫婦が入ることができたため、現在の戸籍より広い範囲の親族が記載されていることに注意しなければなりません。

民法は法律婚主義を採用しています。法律婚主義とは、婚姻の成立には、①男女当事者の

【図表1】実際の戸籍例（電子化後）

		全部事項証明
①氏名	本籍氏名	千葉県印西市〇〇〇一丁目6番地 山田太郎
③戸籍に入った原因および年月日	戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成16年1月18日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
②出生の年月日	戸籍に記録されている者	【名】太郎 【生年月日】大正12年7月6日 【配偶者区分】夫 【父】山田一郎 【母】山田幸子 【続柄】長男
	除籍	
	身分事項 出生	【出生日】大正12年7月6日 【出生地】長野県茅野市 【届出日】大正12年7月12日 【届出人】父
	婚姻	【婚姻日】昭和29年12月5日 【配偶者氏名】鈴木花子
④実父母の氏名および実父母との続柄	養子縁組	【従前戸籍】長野県茅野市〇〇町10番地 山田一郎 【縁組日】昭和39年10月10日 【共同縁組者】妻 【養子氏名】佐藤ルリ子
	死亡	【死亡日】平成22年7月5日 【死亡時分】午後6時40分 【死亡地】東京都世田谷区 【届出日】平成22年7月7日 【届出人】親族 山田桜
	戸籍に記録されている者	【名】花子 【生年月日】昭和7年9月17日 【配偶者区分】妻 【父】鈴木六助 【母】鈴木小雪 【続柄】長女
	身分事項 出生	【出生日】昭和7年9月17日 【出生地】新潟県柏崎市 【届出日】昭和7年9月18日 【届出人】父
	婚姻	【婚姻日】昭和29年12月5日 【配偶者氏名】山田太郎
	養子縁組	【従前戸籍】東京都町田市〇〇一丁目8番地 鈴木六助 【縁組日】昭和39年10月10日 【共同縁組者】夫 【養子氏名】佐藤ルリ子
	戸籍に記録されている者	【名】ルリ子 【生年月日】昭和36年11月12日 【父】佐藤冬男 【母】佐藤美夏 【続柄】二女 【養父】山田太郎 【養母】山田花子 【続柄】養女
⑤養親の氏名および養親との続柄	身分事項 出生	【出生日】昭和36年11月12日 【出生地】愛知県名古屋市中川区 【届出日】昭和36年11月18日 【届出人】父
⑦他の戸籍から入った者については、その戸籍の表示	養子縁組	【縁組日】昭和39年10月10日 【養父氏名】山田太郎 【養母氏名】山田花子 【代諾者】親権者父母 【従前戸籍】愛知県名古屋市中川区 佐藤冬男

⑥夫また妻である旨

# 4

## 現在戸籍・改製原戸籍・除籍の違い



現在戸籍・改製原戸籍・除籍の違いは何ですか？



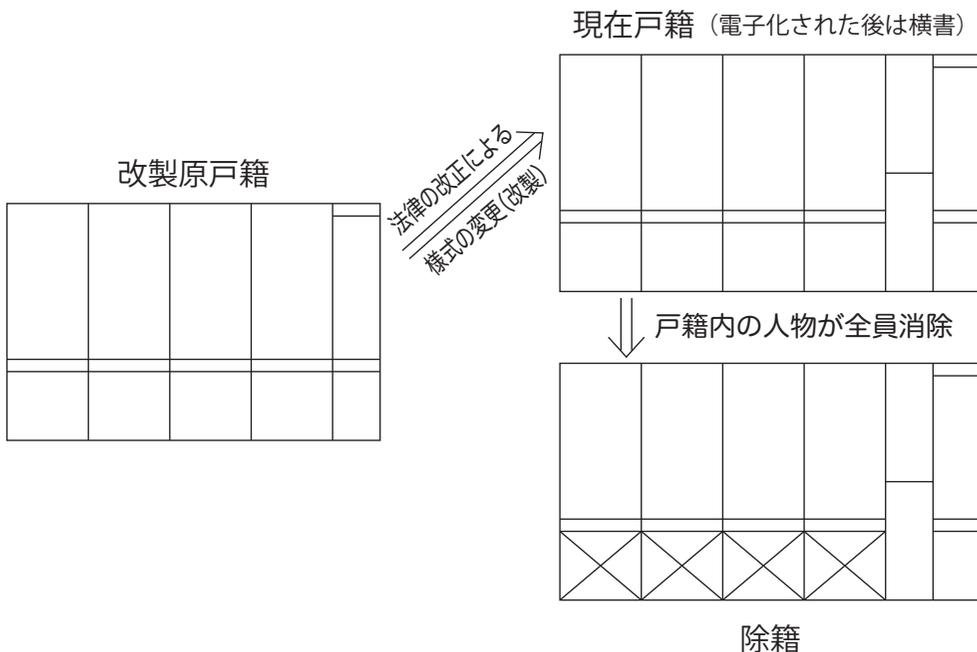
現在戸籍は現に在籍している者がいて、現在使用されている戸籍です。改製原戸籍は、法改正により編製替えされた場合における編製される前の従前の戸籍です。除籍は全員が婚姻・死亡等により抜けてしまって誰も在籍していない、いわば抜け殻の戸籍のことです。

### 戸籍の分類の仕方・戸籍の読み方

戸籍にはさまざまな種類があります（本書8頁参照）。分類の仕方にもよりますが、戸籍法に則り、形態別に分けると、戸籍・改製原戸籍・除籍の3種類に分類できます。相続手続上は戸籍だけでなく、改製原戸籍や除籍のそれぞれ謄本が必要になることも多いので、これらの意味を理解しておかなければなりません（【図表2】参照）。

単に戸籍という場合は、現在の戸籍のことを指し、これを現在戸籍または現戸籍（げんこ

【図表2】3種類の戸籍





〈著者紹介〉

上原 敬（うえはら たかし）

1956年東京都生まれ。1974年麻布高校卒業、1979年早稲田大学法学部卒業後、日本長期信用銀行（長銀）入社。本店・大宮支店・名古屋支店勤務を経て1987年から法務部、1998年長銀国有化後は新生銀行法務コンプライアンス統轄部。2002年新生銀行退職。現在、(株)経済法令研究会顧問・専任講師。

〈主な著書〉

『営業店の相続実務Q & A』『融資取引と説明責任』『偽造・盗難カード対策Q & A』（以上、経済法令研究会）、『よく分かる新成年後見制度Q & A』『新しい保証の実務Q & A』（以上共著、経済法令研究会）、『金融取引実務ハンドブック』『貸出・担保トラブル完全対策』『管理・回収トラブル完全対策』（以上共著、金融財政事情研究会）、『銀行取引法務事例集』（共著、銀行研修社）、『金融ビジネス読本 実務と法の知識』（共著、ぎょうせい）ほか、著書・論文多数。

---

## 図解でわかる 戸籍の見方・読み方

---

2014年2月20日 初版第1刷発行

著者 上原 敬  
発行者 金子 幸 司  
発行所 (株)経済法令研究会  
〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21  
電話 代表03-3267-4811 制作03-3267-4823

営業所／東京 03(3267)4812 大阪 06(6261)2911 名古屋 052(332)3511 福岡 092(411)0805

表紙デザイン／清水 裕久 組版／DTP室 制作／中原 秀紀 印刷／(株)加藤文明社

© Takashi Uehara 2014 Printed in Japan

ISBN978-4-7668-2332-5

“経済法令グループメールマガジン”配信ご登録のお勧め

当社グループが取り扱う書籍、通信講座、セミナー、検定試験情報等、皆様にお役立ていただける情報をお届け致します。下記ホームページのトップ画面からご登録いただけます。

☆ 経済法令研究会 <http://www.khk.co.jp/> ☆

定価は表紙に表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えします。